

# 福山市LPガス料金高騰対策支援事業応援金 Q&A

－2023年8月29日現在版－

## 【交付対象者について】

### Q1. 個人事業者の定義は何ですか。

A1. ここでいう個人事業者とは、原則事業所得のある個人（具体的には税務署に開業届を提出している個人）を意味します。

### Q2. NPO法人や公益法人等は交付対象になりますか。

A2. 中小企業基本法で定義する中小企業者（個人事業主を含む）が対象です。NPO法人は対象となりません。また、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一（国立大学法人や日本政策金融公庫，地方公共団体，土地開発公社等）に該当する公共法人，法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（社会福祉法人，医療法人，一般社団法人，公益社団・財団法人，学校法人，農業協同組合中央会等）に該当する法人も対象として含まれません。ただし，一般社団法人（営利型）については対象となります。

### Q3. 市内に事業所があり，本社が市外にある場合，交付対象になりますか。

A3. 市内にある事業所は対象となります。

### Q4. 市内に本社があり，市外に事業所がある場合，交付対象になりますか。

A4. 市内にある本社は対象になりますが，市外の事業所は対象外となります。

### Q5. 他自治体のLPガスに関する支援金を利用したが，福山市LPガス料金高騰対策支援事業応援金の申請はできますか。

A5. 国，県，市町村及び各種産業支援機関が実施するLPガスを対象経費とする他の制度（補助金等）から補助を受けた事業者は申請できません。他の制度からの補助には，広島県地域公共交通燃油費高騰緊急支援金，福山市地域公共交通燃油費高騰緊急支援金も含まれます。

ただし，広島県が実施するLPガス料金高騰対策事業及び福山市農業振興課が実施した施設園芸用燃油価格高騰対策事業（後期分）申請者については，福山市LPガス料金高騰対策支援事業応援金の申請は可能です。なお，施設園芸用燃油価格高騰対策事業（後期分）申請者は，2023年4～6月分のみを交付対象とします。LPガス応援金計算書（様式第3号）においては，4～6月分に使用量を記入し，使用月数は3（か月）で計算してください。

**【申請方法について】**

**Q 6.** 1 中小企業者において、1～6月の平均使用量が20 m<sup>3</sup>/月以上であるLPガスを契約している事業所を複数持っている場合、どのように申請すればよいですか。

A 6. 1 中小企業者につき申請は1回限りとなります。応援金交付対象の事業所をすべて、応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、応援金交付申請書兼請求書（追加様式）（様式第1号の2）、LPガス応援金計算書（様式第3号）に記入して提出してください。

なお、1 中小企業者において事業所を16か所以上持っている場合は、事務局に申請方法をご相談ください。

**Q 7.** 検針票、請求書等ガス使用量が確認できる書類の単位が「kg」で記載されている場合、どのように計算したらよいですか。

A 7. 応援金の計算について単位は「m<sup>3</sup>」で計算する必要があります。1 m<sup>3</sup> = 2 kg で換算して計算してください。（少数点第2位以下切り捨て。）

**Q 8.** ガス使用量が0 m<sup>3</sup>であっても検針票、請求書等ガス使用量が確認できる書類を提出する必要はありますか。

A 8. 0 m<sup>3</sup>であっても提出してください。

**Q 9.** 検針票、請求書、領収書等を紛失してしまったが、申請はできますか。

A 9. 契約しているLPガスの販売所で、検針票、請求書、領収書等の再発行又はその他ガス使用量が確認できる書類の作成のご相談をお願いします。

**Q 10.** 検針票等ガス使用量が確認できる書類に○月分と記載がないため何月分のものかわからない場合、どうすればよいですか。

A 10. 対象期間の月の考え方は、契約するガス会社が発行する検針票等に記載されている月とします。ただし、検針票等に対象月が記載されていない場合は、記載されている検針日が属する月とします。

**Q 11.** 検針票等ガス使用量が確認できる書類の契約者が申請者と一致していない場合、どうすればよいですか。

A 11. 検針票等ガス使用量が確認できる書類が申請者の経費であることがわかる資料を提出してください。

<例>

- ・法人登記履歴事項全部証明書（写し）
- ・「確定申告書第一表」（写し）、営業許可書 等

**Q12. 応援金申請額はどのように計算したらよいですか。**

A12. LPガス応援金計算書（様式第3号）に各月の使用量を入力して計算してください。

1 契約事業所あたりの算出方法は次のとおりです。

$$\text{「補助金額（円）} = 50 \text{（円）} \times 1 \sim 6 \text{月の平均使用量（m}^3\text{）} \times \text{対象月数（月）} \leq 30 \text{万円} \text{」}$$

（上限1,000m<sup>3</sup>）                      （原則6か月）

<例>

1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
30.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>

<1～6月の平均使用量>

$$(30 + 25 + 30 + 25 + 30 + 25) \div 6 \text{（か月）} = 27.5 \text{m}^3$$

（少数点第2位以下切り捨て。）

1～6月分の平均使用量が20m<sup>3</sup>/月以上であるため交付対象者となる。

<補助金額>

$$50 \text{（円）} \times 27.5 \text{（m}^3\text{）} \times 6 \text{（か月）} = 8,250$$

1,000円未満切り捨てのため補助金額は8,000円となる。

**Q13. 2023年1月以降に創業した場合、申請時の注意事項はありますか。**

A13. LPガス応援金計算書（様式第3号）の2023年（令和5年）1月以降に創業した店舗のチェック欄にを記入してください。対象月数についても十分確認を行ってください。

また開業日を確認できる書類（開業届等）をご提出ください。

<例>

1月30日に創業したため、ガスの検針票が2月分から発行されている場合。

2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
25.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>

<2～6月の平均使用量>

$$(25 + 30 + 25 + 30 + 25) \div 5 \text{（か月）} = 27 \text{m}^3$$

2～6月分の平均使用量が20m<sup>3</sup>/月以上であるため交付対象者となる。

対象月数は5か月となる。

<補助金額>

$$50 \text{（円）} \times 27 \text{（m}^3\text{）} \times 5 \text{（か月）} = 6,750 \text{円}$$

1,000円未満切り捨てのため補助金額は6,000円となる。

**Q14. 補助対象期間（2023年1～6月）の間に休業していた期間（以下、「休業月」）がある場合、申請方法はどのようになりますか？**

A14. 休業していたことが分かる書類（異動届出書等）をご提出ください。また、LPガス応援金計算書（様式第3号）の休業月以外のガス使用量を入力し、休業月は空欄のままにしてください。

※休業しておらずガス使用量が0 m<sup>3</sup>の場合は、“0.0” m<sup>3</sup>の入力が必要になります。

<例>

2, 3月に休業してその間ガス使用量が0 m<sup>3</sup>だった場合。

1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
30.0 m <sup>3</sup>			25.0 m <sup>3</sup>	30.0 m <sup>3</sup>	25.0 m <sup>3</sup>

<1～6月の対象月の平均使用量>

$$(30 + 25 + 30 + 25) \div 4 (\text{か月}) = 27.5 \text{ m}^3$$

1～6月分の平均使用量が20 m<sup>3</sup>/月以上であるため交付対象者となる。

対象月数は4か月となる。(休業月は対象月に含めない。)

<補助金額>

$$50 (\text{円}) \times 27.5 (\text{m}^3) \times 4 (\text{か月}) = 5,500 \text{円}$$

1,000円未満切り捨てのため補助金額は5,000円となる。

### 【その他】

**Q15. 申請すれば必ず交付されますか。**

A15. 申請後審査を行ったうえで交付を決定し、応援金の予算額の範囲内での交付となります。

**Q16. 応援金が振り込まれたら連絡がきますか。**

A16. 振込完了の連絡を行う予定はありません。決定通知送付後、概ね1か月以内に振り込みますので、振込口座で入金確認を行ってください。

**Q17. 申請書一式はどこで入手できますか**

A17. 市ホームページでダウンロードすることが可能です。また、事務局、産業振興課、下記の場所でもお渡しすることができます。

・福山市役所（松永・北部・東部・神辺）市民サービス課
・福山市役所（鞆・内海・沼隈・芦田・加茂・新市）支所
・福山商工会議所
・（神辺町・福山北・福山あしな・沼隈内海）商工会
・備後地域地場産業振興センター

Q18. 同じ敷地内に工場等の建物を複数有しており、各々ガスメーターが分かれている場合、申請は建物ごとになりますか。

A18. 同じ敷地に建物がある場合は、敷地内のガスメーターを合算して申請してください。合算した場合も月平均使用量の上限は1,000 m<sup>3</sup>となります。  
なお、敷地の考え方は工場立地法に準じます。

Q19. 自宅兼店舗のように居住空間と事業を営む空間のガスメーターが分かれていない場合、ガスの使用量はどのように算出すればよいですか。

A19. 石油情報センターが公表する以下の表に基づき、世帯人数に応じて各月の使用量を差し引いて申請してください。

世帯人数	プロパンガス月平均使用量
2人以下	6.5 m <sup>3</sup>
3人	8.9 m <sup>3</sup>
4人	11.3 m <sup>3</sup>
5人	11.7 m <sup>3</sup>
6人以上	12.0 m <sup>3</sup>